

令和元年第2回大仙市議会定例会会議録第3号

令和元年6月7日（金曜日）

議事日程第3号

令和元年6月7日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第68号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 3 議案第69号 大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 議案第70号 大仙市八乙女温泉さくら荘条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 5 議案第71号 大仙市森林環境譲与税基金条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 6 議案第72号 字の区域の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 7 議案第73号 大曲武道館建設（建築）工事請負契約の締結について
(質疑・委員会付託)
- 第 8 議案第74号 令和元年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 9 議案第75号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
(質疑・委員会付託)
- 第10 議案第76号 令和元年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑・委員会付託)
- 第11 議案第77号 （仮称）大綱交流館等整備事業建築工事請負契約の締結について
(説明・質疑・委員会付託)

第12 請願第11号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の請願について (委員会付託)

第13 陳情第26号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情 (委員会付託)

出席議員 (27人)

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 高橋幸晴 | 2番 小笠原昌作 | 3番 三浦常男 |
| 4番 佐藤隆盛 | 5番 挽野利恵 | 6番 秩父博樹 |
| 7番 石塚 柏 | 8番 富岡喜芳 | 9番 本間輝男 |
| 10番 藤田和久 | 11番 佐藤文子 | 13番 小松栄治 |
| 14番 後藤 健 | 15番 佐藤育男 | 16番 古谷武美 |
| 17番 児玉裕一 | 18番 佐藤芳雄 | 19番 高橋徳久 |
| 20番 橋本五郎 | 21番 渡邊秀俊 | 22番 佐藤清吉 |
| 23番 金谷道男 | 24番 大山利吉 | 25番 鎌田 正 |
| 26番 高橋敏英 | 27番 橋村 誠 | 28番 茂木 隆 |

欠席議員 (0人)

遅刻議員 (0人)

早退議員 (0人)

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|------|------------------|------|
| 市 長 | 老松博行 | 副 市 長 | 佐藤芳彦 |
| 副 市 長 | 西山光博 | 教 育 長 | 吉川正一 |
| 代表監査委員 | 福原堅悦 | 上下水道事業者 管 理 者 | 今野功成 |
| 総務部長 | 舛谷祐幸 | 企 画 部 長 | 福原勝人 |
| 市民部長 | 加藤博勝 | 健康福祉部長 | 加藤 実 |
| 農林部長 | 福田 浩 | 経済産業部長 | 高橋正人 |

| | | | |
|--------|------|----------|------|
| 建設部長 | 古屋利彦 | 災害復旧事務所長 | 進藤孝雄 |
| 病院事務長 | 富樫公誠 | 教育指導部長 | 佐藤英樹 |
| 生涯学習部長 | 安達成年 | 総務課主幹 | 大釜弘靖 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|-----|------|----|------|
| 局長 | 進藤博秀 | 参事 | 齋藤孝文 |
| 参事 | 進藤稔剛 | 参事 | 富樫康隆 |
| 副主幹 | 佐藤和人 | | |

午前10時00分開議

○議長（茂木 隆） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（茂木 隆） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（茂木 隆） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

11番佐藤文子さん。

（「はい、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） おはようございます。日本共産党の佐藤文子です。通告に従って早速質問に入らせていただきます。

1番目に、安倍政権の幼児教育無償化について、無償化に伴う給食費、おかず代の実費化の問題についてお尋ねいたします。

保育と幼児教育の一部を無償化する子ども・子育て支援法改定案が4月9日には衆議院で可決したところであります。

保育と幼児教育の無償化は、消費税増税を発端としたもので、2017年の解散総選挙の口実としたものであります。保育料は、既に所得に応じて段階的になっており、住民税非課税の人、ひとり親世帯などでは、保育料は免除されている。このような層で

は、今回の無償化による恩恵はほとんどなく、消費税増税が重くのしかかるだけであり
ます。

教育、子育ての切実な願いを逆手に取り、安倍総理が党略的に持ち出したこの無償化
は、総理の一言で決まったことが明らかになっており、内閣府での検討の場もなく出さ
れた施策であります。経過措置期間の5年間は、保育士がいない施設も給付対象とし、
指導監督基準以下の施設も容認するなど、多くの問題が指摘されているところでありま
す。

無償化では、保育料に含まれている3歳から5歳児の給食のおかず代について、無償
化の対象から外し、実費化するとしております。おかず代の実費化によって第2子の保
育料を既に無償化しているところなどでは、一部のケースでは、無償化前と比較して利
用者の負担が増えることとなります。また、保育所等の施設側にも強い懸念が広がって
おり、給食費が実費化される理由を利用者にどう説明するのか、給食費の未納分を施設
が立て替えることにはならないかなど、施設側の負担増が考えられております。給食の
実費化は、公的保育制度の後退といえるものです。

そこで伺います。給食の提供は保育の一環として行われるものであり、保育料の一部
として公費で負担すべきものであります。大仙市では、県のすこやか子育て支援制度を
一部拡大し、第2子以降の保育料を助成するなど、子育て支援策を進めているところ
であります。幼児教育の無償化に伴って実費化されようとしている給食のおかず代が、保
護者、施設の負担とならないように公費負担を願うものであります。これへの見解を
求めます。

以上で1番の質問を終わります。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の保育所等の給食費無償化についてであります。先般、幼児教育・保育の保育
料を無償化とする「子ども・子育て支援法改正案」が国会において可決・成立し、令和
元年10月1日から施行されることとなりました。

無償化の内容といたしましては、既に報道されているとおり、3歳児から5歳児は原
則全世帯、0歳児から2歳児は非課税世帯を対象に保育所等の保育料を無料とするもの
であります。

その無償化の実施に当たり、国では、3歳以上児に係る給食費について、これまで保育料の一部として含まれていたおかず部分に当たる副食費を無償化から切り離し、10月以降、主食費と同様に保護者からの実費徴収とする方針が示されたところであり、こうした制度改正の内容を踏まえ、県では、安心して子どもを生み育てることができる環境整備を目的に、県と市町村が協働で実施してきた保育料助成制度、いわゆる「すこやか子育て支援制度」を拡充することによって給食費の一部を支援する方向で調整し、係る経費を今次6月県議会に提出されたところであり、

当市では、これまでも先に述べたすこやか子育て支援制度の保育料助成率を市単独で拡充するなどして子育て支援策を強化してきたところではありますが、給食費に対する県の支援制度拡充に対しても協働実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ることは、少子化・人口減少対策にも寄与するものと考えております。

国では、今般の幼児教育・保育の無償化における給食費について、適正な利用者負担のあり方を検討するなかで、保護者からご負担いただくべき費用としているものでありますので、市といたしましてもその方針に基づきながら、引き続き県と協働で一部助成してまいりたいと考えております。

なお、給食費の実費徴収分に関しましては、法令上、保育施設と利用者間の私債権という位置付けのもと、10月以降、施設側で徴収することとされておりますが、施設側の負担とならないよう、その徴収事務の協力体制を強化してまいります。

また、子育て世帯に対しましては、制度内容の周知徹底を図りながら不安解消に努めると同時に、制度改正によって経済的負担の増加等が生じないように、引き続き慎重に準備を進めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 給食費の実費化に伴って県と協働で助成を検討していきたいというふうな答弁で、ちょっと安心したところでもありますけれども、ちょっと耳を澄まして聞きますと、一部助成というふう、いわゆる保護者負担というふうな概念をちゃんとわきまえてやろうと、やれという国の指導があるようでありまして、その問題について再質問させていただきます。

まず、給食費を含む保育料の公定価格という、これまでの公定価格から給食費に当たる部分というのが月4,500円なんだそうでありまして、この部分について県と協働して助成していくというふうな考え方なのであろうかと思っておりますけれども、この実費化というものは、学校給食もそうですけれども、食べた分だけ徴収するというふうなことになるわけでありまして、保育園児というのは、そもそも病気も頻繁にしますし、家庭の都合などで休園することもしばしばあるわけでありまして、そのたびに給食代の計算等で現場に非常に煩わせることになる、これはもうはっきりその辺は見えるわけですが、そうでなくても人員不足や多忙なこの保育士さんたちの現状から、この制度が実費化されることによって、むしろ保育園に相当の混乱を持ち出すものだというふうには私は考えております。そういうふうな意味では、この一部助成というふうな考えではなくて、やっぱり保育料に給食費をしっかりと含むというふうな、この公的保育制度のこの理念を市では守っていただきたいというふうなことで、一部助成ではなく、是非とも全額助成という立場を貫いていただきたいと思っておりますが、これに対する見解を求めます。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

先程申し上げましたけれども、今回の見直しに当たっては、政府の有識者会議などにおきましてやはり議論、相当議論されたというふうにお聞きしております。給食は教育・保育の一環だと。だから無償化の対象に入れるべきだという意見と、それから、学校や病院、介護施設と同様、自己負担が基本だという大きな意見でぶつかり合っていたというふうにお聞きしております。最終的には今、一月4,500円ですかね、年間5万4千円という、1人当たりにつき5万4千円というものの財源確保が大変難しいと、そういう国の判断で結果的にこういうふうになったというふうに理解しておりますけれども、ただ、やはり先程も申し上げましたけれども、今回の制度改正によって実質的な経済負担が増えるということがないように、そこは慎重に見極めて対応していかなければならないというふうに思っておりますが、今回、県の方から全県の25市町村長と協働会議で知事から提案があったわけでありまして、今回、大仙市もこれに賛同する、協働する形で、世帯の年収によってですね、640万円までは2分の1の助成、それから640万円以上については4分の1助成という形で対応していきたいという、そういう県との協議の中でそういうふうになったものであります。おそらく25市町村、確認したわけではございませんけれども、県と歩調を合わせて、この制度で今、10月からは動

き出すものだというふうに理解しております。

今後、引き続きいろいろ留意していかなければならない点あるわけでありますので、そこは気をつけて、この後も気をつけて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 給食費についても所得段階に応じた助成を検討しているというふうな答弁だったようでありますけれども、子どもの医療費の無料化というふうなところでは、大仙市は県のこの助成に上乘せをして所得の段階をむしろ引き上げて無料化拡大しているわけですが、こういうふうに考えますと、国で決めた方針に従って、やっぱり子育て支援、非常に少子化が深刻なこの秋田県にとって、より上乘せをした助成制度というふうなものを、この給食費の問題についても、新たな自治体に課せられた非常に負担なわけでありますけれども、そこは子育て支援、少子化対策というふうなことで、しっかりと保育料無料になったけど給食費取られるようになったと。今まで保育料は安くできてたのに、給食費の方でわずかでも取られるようになったというふうなことが、やっぱり起こってはいけないというふうに思います。しかるに、県の助成制度、所得段階でやるようでありますけれども、是非、乳幼児医療費の所得制限の拡大で無料化になる、医療費の無料化を拡大しているわけですので、それとあわせて県の対応がどうあれ、市として無料化に是非とも踏み切ってもらいたいと、無料化を続けて欲しいというふうなことを申し述べて、この質問に対する答弁はまずいいです。そういうことで申し述べておきたいと思います。

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 2番目に、放課後児童クラブについて2点お尋ねいたします。

最初に、職員配置基準の参酌化の問題についてお尋ねいたします。

これにつきましては、前回の定例会などで藤田議員はじめ、ほかの議員の方からも今後の対応方について質問が出されておりましたけれども、私からも確認と、また、要望の点で再びお尋ねしたいと思います。

保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、

児童の健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブは、年々その需要は高まり、今年度の利用者も31カ所で1,010人と見込んでおります。全児童数の低学年では約5割が、高学年では約1割強が利用していることとなります。放課後の子どもの居場所と保護者が安心して働く上で、放課後児童クラブは欠かせない存在になっております。同時に、これを支える放課後児童支援員の確保、増員も欠かせません。10年間に利用児童数は2.3倍と急速に増えてきたことで、施設の拡充や支援員確保に並々ならぬ努力をされてきていることに敬意を表するものであります。

さて、政府は、今年度からスタートする新・放課後子ども総合プランで2023年度までに30万人の受け皿を整備する方針を示しており、内閣府の地方分権改革有識者会議の専門部会で児童福祉法に基づく省令で定める職員配置や資格の基準を、これまでの「従う基準」という言葉から「参酌すべき基準」というふうに変更したことも方針とされております。

基準は、1支援単位に職員は2人以上、また、そのうち1人は放課後児童支援員と定めておりますが、これを「従うべき」から「参酌すべき」というふうに変更されれば、自治体が従う義務というものがなくなるわけであります。

地方分権有識者会議での自治体は、職員配置と資格基準が従うべき基準があるために運営に支障を来しているとの立場から参酌化が図られたというふうにもいわれておりますけれども、自治体の判断で、放課後児童支援員などの資格なしでも可能となるような、1人でも可能とされてしまうというふうなこと、これらの恐れがあるわけであります。

そこで伺います。放課後児童支援員の確保と資質の向上に苦慮されながらも、しっかり取り組んできました大仙市であります。今後とも基準を遵守して安全・安心の放課後児童クラブの運営に当たっていただきたいと願うものであります。放課後児童支援員確保の資質向上の取り組みの現状と併せて、これへの見解を伺います。

2番目には、放課後児童クラブ利用料の引き下げについて再び要望したいと思います。放課後児童クラブ利用料は、月6千円、1人当たり6千円、2人目以降は半額、ひとり親家庭は月3千円、生活保護世帯は無料となっております。これについて平成29年第4回定例会において藤田和久議員が、県25市町村の平均額よりも高い、近隣市町村で最も高い利用料であることを指摘し、引き下げを求めてきたところであります。

放課後児童クラブの利用料については、自治体によってまちまちで格差も大きいところではありますけれども、これを放置することは看過できないのであります。

そこで改めて要望いたします。放課後児童クラブの利用料について、近隣市町並みに引き下げるように求めるものであります。省令等により、利用料に関する一定の基準というふうなものが示されていないものかどうか、併せてこれへの見解を求めます。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 質問の放課後児童クラブについてお答え申し上げます。

はじめに、放課後児童支援員の資格基準、配置基準の見直しにつきましては、令和元年5月31日に第9次地方分権一括法案が成立したところでございます。「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準」について、厚生労働省で定める基準を参酌しつつ、市町村が条例で定めることができるようにするというものであります。

法案では、あくまで事業の質を担保した上で、地域の実情に応じた運営を求めている内容となっておりますが、本市においては、児童の安全確保や支援員の負担を考慮いたしますと、これまでの一般質問でもお答えしているところでありますが、現在の配置基準や資格基準を維持する必要があると考えております。

なお、放課後児童支援員の確保につきましては、受け入れ人数が増加傾向にある中で、ハローワークを通じた新規採用職員の雇用、また、利用人数が減となった児童クラブから新設の児童クラブへの配置換えなどの対応をしております。このことにより、昨年同期で52名おりました待機児童も、県の調査基準日である令和元年5月1日時点ではゼロとなっており、支援員の配置基準を遵守する形でシフトを組めるように努めているところであります。

また、放課後児童支援員の資質の向上につきましては、県主催の研修会や児童厚生員研修などへの参加を積極的に進め、引き続き支援員の資質向上に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブの利用料につきましては、議員ご指摘のとおり、県内自治体においても直営方式や民間運営など実施形態の違いもあり、月2千円から2万4千円までのかなりの差が生じております。

また、国で定める放課後児童健全育成事業実施要綱上も、「本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。」との記載のみで、必要な経費の積算は各自治体に委ねられております。本市では、平成21年度まで、一月5千円の利用料で実施しておりましたが、平成22年度より、土曜日の児童クラブ開設時間を半日から現在の終日受け入れとしたことに伴い、一月6千円に変更し、以来、利用料の引

き上げを行わずに現在に至っております。また、県内の他自治体では、月額利用料のほか、毎月のおやつ代や保険料を別途集金したり、夏休み・冬休みの長期休業期間や学校休業日は利用料を割り増しにするなどしており、通常月額利用料のみを一概に比較することは難しいという現状であります。

このことから、受け入れ人数の増加や児童クラブの新設・増設、また、10月から予定されている消費税率の改定、当市の児童クラブの質を確保する観点から、現行の利用料については据え置きをしたいと考えております。児童クラブを利用される保護者の皆様には、引き続きご理解を求めながら、支援員の確保、児童クラブの質の向上、児童の安全確保を図ってまいります。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 利用料についての再質問をさせていただきます。

答弁では2万5千円になっている自治体もあるというふうなことのようですが、そういうところでは待機児童が生じていないのかどうか、若干不安になるところでありますけれども、ほかの自治体はともかくとして、大仙市の放課後児童クラブというふうなのは、最初の質問でも申し上げたように、低学年で5割が利用するような状況になっておまして、放課後児童クラブというのは、もうこれはもう現在では子育て支援施策の重要な柱にもなってきているというふうに私は思うんです。国の方でも新・放課後子ども総合プランなどと作って、これからその放課後対策というふうなものを充実させていく、そして放課後子ども児童クラブというふうなものの必要性が非常に大きいというふうなことを国自身も認めているというふうな現れだというふうに私は思います。

子育て支援では、保育料の無償化をはじめ、子どもの医療費の無償化を進めてきておまして、放課後児童クラブの管理運営費の財源、これについては現在、管理運営費財源の3割以上が利用者負担に求めているというふうなことは、子育て支援というふうな観点からしてどうなのかというふうに私は思うわけであります。入所希望者がどんどんどんどん増えていく、そして支援員のそうした配置換えなどもしながらも、しかし、施設が手狭になったり、非常に混み合っているというふうな状況、こういうのが生じてき

ているわけですが、この管理運営費の財源の3割以上が利用者負担に求めるという放課後児童クラブのこのあり方というものは、はっきり今、見直す時期にきているんじゃないかというふうに思うわけであります。これだけ需要が高く、また、子育て支援の重要な柱になってきているわけですので、誰でも利用できるというふうな環境づくり、お母さん方の働き方、これをどんどん進めていこうとしている国の施策からしても、ますます需要は高まるというふうに思うわけでありますので、是非とも引き下げというふうなことを考えてもらいたいもんだと思います。ちなみに、保育所等施設型給付費負担金というふうなものに対する保護者負担というふうなの割合は4パーセントですね。医療費の自己負担は今ないわけです。そういうふうな意味で、放課後児童クラブというふうなものが、いかに3割利用料に依存しているというふうなやり方を、そろそろ考えたいかがでしょうか。そういうふうなことで、もう一度引き下げの検討を、市長の立場で今後の市長さんの考え方、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

放課後児童クラブだけではなくて、やはり全てがそうだと思いますけれども、サービスの水準と負担の水準が適正かどうかということについては、これは常に検証といえますかね、そういうチェックが必要であるというふうに思っておりますので、今、管理運営費の3割程が保護者の負担金で運営されているということも含めまして、その辺改めて検証させていただきたいというふうに思います。

また、近隣の自治体の負担金についても承知しておりますので、そういった地域バランスとは言いませんけれども、そういったものも参考にしながら改めて検証させていただきたいと思います。

○議長（茂木 隆） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 市長答弁はなんとなく前向きかなというふうに捉えたわけですが、是非前向きに引き下げを目指して検討していただきたいというふうなことを申し添えておきたいと思います。

2番目の問題は以上です。

○議長（茂木 隆） 次に、3番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 質問の最後に、大仙市奨学資金の返済免除について要望いたしたいと思います。

このたび、ある市民の方から市の奨学金を借り、高校を卒業し、地元就職したが、奨学金の返済を是非免除していただけないものかというふうな要望が寄せられました。

奨学資金貸与条例では、ふるさと就職者奨学金償還免除という制度が規定されております。ふるさと就職者奨学金償還免除制度は、平成21年に創設しました。平成23年3月から平成27年3月の大卒者を対象にした、いわば時限立法であります。これを期限を廃止し、そして高校卒業者にも拡大し、優秀な人材の地元就職者を増やし励ます一助にすべきと考え、要望をさせていただくものであります。

大仙市奨学資金貸与条例では、貸与対象者を「大仙市に居住する者の子弟で、義務教育を修了し、心身共に健康で学業成績優良にしてさらに上級学校に在学し、経済的理由で修学困難な者」として奨学金は高校生時には月額2万円、大学生等には月額4万円としております。

また、ふるさと就職者奨学金償還免除は、その対象を先程申し上げたように23年から27年までに4年制大学を卒業する奨学生が卒業後、原則として5年以上大仙市に住民登録し、かつ、秋田県内に本社を置く事業所に就職し、または自営業に従事している場合として、貸与した奨学金の半分以上の償還免除としております。

有能な人材の地元定着を図るために平成21年度に設置したふるさと就職者奨学金償還免除制度で免除されたのは、平成29年度に5人、平成30年度は3人となっているようであります。

市では、各種雇用対策や移住・定住対策、新卒者の地元雇用対策など様々な対策を講じておりますが、学業優良につき認定された奨学生が大卒・高卒にかかわらず、大仙市に定着できるよう環境を整えることは大変重要だと考えます。全国の中でも低い秋田県の最低賃金のもと、奨学金返済の苦勞を少しでも和らげるよう、大仙市に残って良かったと思えるよう、ふるさと就職者奨学金返済免除制度を恒久的な制度として高校等卒業者にも拡大適用するよう求めるものであります。これに対する見解を求めます。

以上です。

○議長（茂木 隆） 3番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 質問の大仙市奨学資金の返済免除についてお答え申し上げます。

現在のふるさと就職者奨学金償還免除制度は、平成23年3月から平成27年3月ま

での間に4年制大学を卒業した奨学生が、卒業後5年以上本市に住民登録し、県内に本社を置く事業所に就職するか、自営業に従事している場合において、全償還金額の半額以上を滞納なく償還した場合、残りの償還金が免除となるもので、リーマンショック後の緊急経済対策の一環として創設された時限的なものであります。

ご提案の償還免除対象者を大学生に限らず、高校生や専門学校生など全ての奨学生に拡大した恒久的な制度の創設についてであります。現在、県や県内の一部の市町村においては、人口減少対策、定住対策の一環として奨学金の償還に関して様々な免除制度や補助金制度を実施しているところでございます。

市といたしましては、まだ、こうした自治体の動きが始まったばかりで、その状況を注視するとともに、制度創設に当たっては恒久的に多額の財源も要するため、慎重に見極めた上で、移住・定住に関する総合的な施策の中で対処する必要があると考えているところであります。

以上であります。

○議長（茂木 隆） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 答弁でリーマンショックのことを挙げられましたけれども、ちょうどふるさと就職者償還免除制度というふうなのは、平成21年に創設しまして、平成20年秋頃からひどいままアメリカを発端とする金融危機というふうなもの、そして世界経済の減速のもとで、輸出や生産の減少と企業倒産の急増、あるいは非正規職員の大量解雇といったような深刻な日本経済を背景としたものであったようではあります。

当時のね、5人以上の事業所の実質賃金、この時、リーマンショックで大変だったわけですけども、年間約400万円であったわけで、それ以降どうなったかという、年々減り続けまして、消費税8パーセントへの増税を契機にさらに引き下がって、平成30年度は年間平均賃金382万というふうになっているのです。18万円も落ち込んでいるのです。そういう経済的な事情からすれば、これ、奨学金、返したくても返せないというふうな状況が出て、深刻になってきている。市で予算説明書、31年度の予算説明書にもこのことは記載されておまして、「奨学金の償還金収納率が年々低下している」というふうなことを明記しております。そうしたことから、もう一点は、最初の質問でも言ったように、若者の地元定着、こういったところにいろんなありとあらゆる

施策を講じている自治体が生まれてきているというふうなことも考えますと、このふるさと就職者償還免除制度というふうなものは、高校生も含めて若者がしっかりと地元に着定できる、そうした環境づくりの大きな一環だというふうに私は思います。そういうふうな意味で、今ここの免除制度の拡充というふうなものを、この実施に向けて検討されることは大いに意義あることだというふうに私は思っておりますので、是非とも再考、見極めて慎重になんていうふうな答弁じゃあ、今ちょっと間に合わないような状況になってきている、そういうふうなことから、是非この点でも市長からの再答弁を求めるものであります。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

ふるさと就職者奨学金償還免除制度、リーマンショック後の緊急経済対策という話ありましたが、この償還金の償還免除というのは、移住・定住を推進する上でも一つの方策として実施しているところもありますのでね、当然移住・定住という観点からも検討しなければならないことだと思いますが、ただ、奨学金ですので、貸与の仕方といいますかね、貸し方、それから免除の仕方と、いろんなパターン、いろんな考え方がありまして、実際いろいろ何といいますかね、貸す方が大幅に急増してしまって、何かいろいろちょっと制度が行き詰まっているところもあるというふうにもお聞きしておりますので、貸し方、それから戻してもらって、それを免除するということですが、その辺はやっぱりちょっと研究させていただきたいなというふうに思います。ただ、いかんせん大きな財源も伴うことなので、ただ反面、移住・定住の一つのあれにもなるということで、なかなかその辺は悩ましいところでもありますけれども、是非移住・定住の一つのあれということで検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 今の市長も前向きに考えているのではというふうに捉えられる答弁でありました。いずれ非常に成績優秀で経済的に困難な方というふうなものを対象にしているのが奨学金であります。そういうふうな意味で、誰でもかれでもみんな借りられるというふうなものではないというふうなこと、そして優秀な方々がしっかりと地元に戻ってくる、地元においてお仕事をさせていただく、こういうことをね、行政サイドから

しっかり支えていくというふうなことで、是非とも減免制度というふうなものを、こうした移住・定住、若者支援対策として確立していただきたいということを再度要求いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（茂木 隆） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、日程第2、議案第68号から日程第10、議案第76号までの9件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第76号までの9件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（茂木 隆） 次に、日程第11、議案第77号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷総務部長。

【舩谷総務部長 登壇】

○総務部長（舩谷祐幸） 議案第77号、（仮称）大綱交流館等整備事業建築工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料ナンバー3、議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、当該建築工事の請負契約につきまして、丸茂組・佐々木組・高禮建設特定建設工事共同企業体に7億1,368万円で工事を発注することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【舩谷総務部長 降壇】

○議長（茂木 隆） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号は、議案付託表のとおり教育福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（茂木 隆） 次に、日程第12、請願第11号を議題といたします。

本件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、教育福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（茂木 隆） 次に、日程第13、陳情第26号を議題といたします。

本件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長（茂木 隆） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月8日から6月16日まで9日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。よって、6月8日から6月16日まで9日間、休会することに決しました。

○議長（茂木 隆） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月17日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午前10時45分 散 会